

国民年金の追納控除 可否チェック & 年末調整での記載例



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

国民年金保険料の追納制度とは

国民年金の保険料は、経済的な理由などにより納付が困難な場合に、申請によって納付の免除または猶予を受けることができます。この免除・猶予された期間の保険料を後から納付することを「追納」といいます。

追納の条件

- 厚生労働大臣の承認を受ける必要があります。
- 追納が承認された月の前10年以内の免除・猶予期間が対象です。
- 老齢基礎年金を受給している、または受給資格期間を満たしている場合は追納できません。

追納する保険料額

- 原則として、免除または猶予が承認された当時の保険料額となります。
- ただし、保険料の免除・猶予の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

国民年金の追納控除の可否チェックリスト

国民年金保険料を追納した場合、年末調整で社会保険料控除を受けられます。
対象となるか、以下の項目でチェックしてみましょう。

チェック	ポイント
☐	今年の1月1日から12月31日までの間に、国民年金保険料を追納しましたか？ 追納した金額が控除の対象です。
☐	追納した保険料は、ご自身のものですか？または生計を同一にする配偶者や親族のものですか？ あなたが支払ったものであれば、配偶者や子どもの国民年金保険料も控除の対象に含めることができます。
☐	追納したことを証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」または「領収証書」を持っていますか？ 証明書類の添付が必須です。

すべて「はい」の方は、年末調整で控除を申告できます。

国民年金の追納控除を受けるための手続き

追納した国民年金保険料の控除を受けるための手続きは、以下の通りです。

1. 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を受け取る

- **送付時期**：毎年10月下旬から11月上旬にかけて、日本年金機構から郵送されます。
- **記載内容**：その年の1月1日から9月30日までに納付した保険料額が記載されています。
- **10月以降の納付分**：10月1日以降に納付した場合は、納付時の「領収証書」が証明書代わりとなります。紛失しないよう大切に保管してください。

2. 給与所得者の保険料控除申告書を記入・提出する

- 保険料控除申告書の社会保険料控除の欄に、控除証明書や領収書に記載された年間の納付合計額を記入します。
- 控除証明書または領収証書を添付して、勤務先の指定する期日までに提出します。

年末調整での保険料控除申告書の記載例

追納した国民年金保険料は、「給与所得者の保険料控除申告書」に記入して勤務先に提出します。

記入項目	記載例
社会保険の種類	国民年金
保険料支払先の名称	日本年金機構
保険料を負担する者	田中 太郎
あなたとの続柄	本人
本年中に支払った保険料額	300,000円

保険料の金額は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」または「領収証書」に記載されている合計額を正確に転記してください。給与から天引きされている社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料など）は、会社が計算するため、この欄に記入する必要はありません。

年末調整を忘れてしまった場合の対処法

- 追納分の申告を忘れた、または書類の準備が間に合わなかったといった場合でも、確定申告を行うことで社会保険料控除を受けることができます。
- 確定申告は、原則として翌年の2月16日から3月15日までの期間に行います。その際、勤務先から交付される「源泉徴収票」と、国民年金の「控除証明書」または「領収証書」が必要になります。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。